

## 議員提出第2号議案

### 島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 改正の概要

改正後	改正前
<p>昭和34年3月17日 島根県条例第14号</p> <p>(特別委員会の設置)</p> <p>第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。</p> <p>2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。</p> <p><u>3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p><u>2 議員は、それぞれ1の常任委員となるものとする。ただし、議長は、指名された常任委員を辞することができる。</u></p> <p><u>3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員</u></p>	<p>昭和34年3月17日 島根県条例第14号</p> <p>(特別委員会の設置)</p> <p>第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。</p> <p>2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p><u>2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員</u></p>

の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

4 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により常任委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

5 第3項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

3 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により常任委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

### 3 施行期日

平成25年3月1日から施行する。